

第2号様式（第7条関係）

## 交付申請に係る専門家相談等確認書

相談した日 令和 年 月 日

相談した機関  中小企業サポートセンター

埼玉県よろず支援拠点出張相談会

担当した専門家

(専門家から助言・指導された内容)

※記入した内容について、上記の機関・専門家に確認する場合があります。

## 誓約事項

補助金の申請に当たり、以下の事項について事実と相違ないことを誓約します（すべての項目にチェックがない場合は、補助金の交付を受けられません）。

- 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者、又は同条第5項に規定する小規模企業者に該当します。
- 補助金の申請日において、6か月以上前から市内で事業を営んでいます。
- 過去にこの補助金の交付を受けたことはありません。
- 補助を受けようとする経費について、国、県その他の公的機関から補助金を受けていません（受ける見込みもありません）。
- 暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力との関与はありません。
- 風営法に規定する性風俗関連の事業は営んでいません。
- 国又は地方公共団体が経営に直接又は間接に参画していません。
- この補助事業は、フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業ではありません。
- 破産法による破産手続開始の申立て、民事再生法による民事再生手続開始の申立て、会社更生法による更生手続開始の申立てはなされていません。
- 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした事業・団体ではありません。
- 虚偽その他の不正な手段により補助金の交付を受けた場合には、交付された補助金の一部又は全部を速やかに返還します。
- 規則や要領、申請の手引きに定めのない事項や、検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合には、市の指示に従って対応します。
- 本事業に係る収入および支出は適正に税務申告を行います。また、これらを帳簿に記録するとともに証拠書類を整理し、適正に保管します。
- 市が補助事業の内容等について、実例の紹介として市Webサイト等に掲載する場合には協力します。